

東京都北区条例第四号

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	死者情報の取扱い（第四条―第十三条）
第三章	死者情報ファイル（第十四条）
第四章	開示、訂正及び利用停止
第一節	開示（第十五条―第二十七条）
第二節	訂正（第二十八条―第三十四条）
第三節	利用停止（第三十五条―第四十条）
第四節	審査請求（第四十一条）
第五章	雑則（第四十二条―第四十九条）
第六章	罰則（第五十条―第五十四条）
付則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、区の機関が保有する死者に関する情報の取扱いについて必要な事項を定め、死者に関する情報の管理の適正を期するとともに、区の機関が保

有する死者に関する情報の開示、訂正等の手続について定めることにより、死者の尊厳の保護及び信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「死者情報」とは、死者に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報に該当するものを除く。）をいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者に関する識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

二 死者に関する識別符号が含まれるもの

2 この条例において「死者に関する識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、東京都北区規則（以下「規則」とい

う。)で定めるものをいう。

一 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の死者を識別することができるもの

二 死者が生存時に提供された役務の利用若しくは生存時に販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は生存時に発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受けた者を識別することができるもの

3 この条例において「保有死者情報」とは、区の機関の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した死者情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、区の機関が保有しているものをいう。ただし、東京都北区情報公開条例(平成十二年十二月東京都北区条例第六十三号。以下「情報公開条例」という。)(第二条第二項に規定する区政情報(以下「区政情報」という。))に記録されているものに限る。

4 この条例において「死者情報ファイル」とは、保有死者情報を含む情報の集合

物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有死者情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この条例において死者情報について「本人」とは、死者情報によつて識別される特定の死者をいう。

6 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報保護法別表第一に掲げる法人をいう。

7 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

8 この条例において「区の機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

9 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 本人の死亡時点の配偶者

二 本人の直系尊属の者

三 本人の直系卑属の者

四 本人の兄弟姉妹

五 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

(区の機関の責務)

第三条 区の機関は、その保有する死者情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 死者情報の取扱い

(死者情報の保有の制限等)

第四条 区の機関は、死者情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。以下同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならぬ。

2 区の機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。

3 区の機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第五条 区の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方

法により死者情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六条 区の機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第七条 区の機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有死者情報が過去の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第八条 区の機関は、保有死者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有死者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における死者情報の取扱いについて準用する。

一 区の機関から死者情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。第四十八条及び第五十条において同じ。）

公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 前二号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第九条 死者情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は区の機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た死者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第十条 区の機関は、保有死者情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有死者情報の安全の確保に係る事態であつて当該死者の尊厳を害するおそれが大いものとして規則で定めるものが生じたときは、遺族に対し、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 遺族への通知が困難な場合であつて、本人の尊厳を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有死者情報に第十七条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（委託に係る措置）

第十一条 区の機関は、死者情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第十二条 区の機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、遺族又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 区の機関が法令の規定により所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であつて、当該保有死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

二 他の行政機関（個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有死者情報を提供する場合において、保有死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。」



三 前二号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するとき、その他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有死者情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 区の機関は、第二項の規定により利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用したとき又は提供したときは、規則で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しななければならない。

5 区の機関は、死者の尊厳を保護するため特に必要があると認めるときは、保有死者情報の利用目的以外の目的のための区の機関の内部における利用を特定の部課若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 区の機関は、利用目的のために又は前条第二項第二号若しくは第三号の規定に基づき、保有死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 第三章 死者情報ファイル

(死者情報ファイル簿の作成及び公表)

第十四条 区の機関は、規則で定めるところにより、区の機関が保有している死者情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「死者情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 一 死者情報ファイルの名称
- 二 当該区の機関の名称及び死者情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 死者情報ファイルの利用目的
- 四 死者情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の死者の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号ウにおいて同じ。)として死者情報ファイルに記録される死者の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
- 五 死者情報ファイルに記録される死者情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- 六 記録情報を当該区の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 七 次条第一項、第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 第二十八条第一項ただし書又は第三十五条第一項ただし書に該当するときは、その旨

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる死者情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる死者情報ファイル

ア 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための死者情報ファイル

イ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する死者情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

ウ 本人の数が規則で定める数に満たない死者情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る死者情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した死者情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる死者情報ファイルに準ずるものとして規則で定める死者情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、区の機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を死者情報ファイル簿に記載し、又は死者情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業

の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその死者情報ファイル死者情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第四章 開示、訂正及び利用停止

##### 第一節 開示

###### （開示請求権）

第十五条 遺族は、この条例の定めるところにより、区の機関に対し、保有死者情報の開示を請求することができる。

2 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合の当該遺族の法定代理人（以下この章において「代理人」という。）は、遺族に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十四条において「開示請求」という。）をすることができる。

###### （開示請求の手續）

第十六条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有死者情報が記録されている区政情報の名称その他の開示請求に係る保有死者情報を特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該開示請求が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、開示請求書に形式上の不備があるとき、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有死者情報の開示義務）

第十七条 区の機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有死者情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第八条第二号ウに規定する指定管理者の公の施設の管理業務に関する情報を除く。）（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十五条第二項の規定により代理人が遺族に代わって開示請求をする場合にあつては、当該遺族をいう。次号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者及び当該請求に係る死者（以下「開示請求者等」という。）以外の個人（死者を含む。以下この条、次条及び第十九条において同じ。）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）、個人情報保護法第二条第二項に規定する個人識別符号若しくは死者に関する識別符号が含まれるもの又は開示請求者等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者等以外の個人の権利利益（尊厳を含む。以下次条及び第十九条において同じ。）を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。））、独立行政法人等の職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 区の機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は

相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 区の機関が第二十一条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する



おそれ

おそれ  
人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  
(部分開示)

第十八条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有死者情報に前条第二号の情報(開示請求者等以外の特定の個人を識別することができるものが限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等、個人識別符号及び死者に関する識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十九条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報に不開示情報が含まれている

場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、開示請求者に対し、当該保有死者情報を開示することができる。

（保有死者情報の存否に関する情報）

第二十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十一条 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有死者情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十二条 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内に行なわなければならない。ただし、第十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由が

あるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第二十三条 開示請求に係る保有死者情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、区の機関は、開示請求に係る保有死者情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有死者情報については相当の期間内に開示決定等をする期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有死者情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十四条 開示請求に係る保有死者情報に区の機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者等以外の者（以下この条及び第四十一条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、区

の機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 区の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一条第一項の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十七条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有死者情報を第十九条の規定により開示しようとするとき。

3 区の機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、区の機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十五条 保有死者情報の開示は、当該保有死者情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有死者情報の開示にあつては、区の機関は、当該保有死者情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 区の機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有死者情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした区の機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十一条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第二十六条 区の機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係

る保有死者情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有死者情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る費用）

第二十七条 この条例の規定に基づく開示の請求に要する費用は、無料とする。

2 第二十五条第一項の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの作成に要する費用の額及び徴収時期は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵送料相当額とする。

## 第二節 訂正

（訂正請求権）

第二十八条 遺族は、保有死者情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有死者情報を保有する区の機関に対し、当該保有死者情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求す

ることができ。ただし、当該保有死者情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、遺族に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第十四条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手續）

第二十九条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 保有死者情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該訂正請求が前条第二項の規定によるものである場合にあつては、当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有死者情報の訂正義務）

第三十条 区の機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有死者情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有死者情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十一条 区の機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、訂正請求に係る保有死者情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

（訂正決定等の期限）

第三十二条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第二十九条第三項の規定



により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十三条 区の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

（保有死者情報の提供先への通知）

第三十四条 区の機関は、第三十一条第一項の決定に基づく保有死者情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有死者情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十五条 遺族は、保有死者情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、区の機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有死者情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節及び第四十七条において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取り扱われているとき、第六条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有死者情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有死者情報の提供の停止

2 代理人は、遺族に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第四十四条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第三十六条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を区の機関に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 保有死者情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示すものとして規則で定める書類

二 当該利用停止請求が前条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の遺族の代理人であることを示すものとして規則で定める書類

3 区の機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有死者情報の利用停止義務）

第三十七条 区の機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、区の機関における死者情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有死者情報の利用停止をすることにより、当

該保有死者情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十八条 区の機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 区の機関は、利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、区の機関は、当該保有死者情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

（利用停止決定等の期限）

第三十九条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から二十一日以内にしなければならない。ただし、第三十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、区の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、区の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十条 区の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、区の機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

#### 第四節 審査請求

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第四十一条 第二十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有死者情報の全部を開示する

旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有死者情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第五章 雑則

### (総合窓口の設置)

第四十二条 区は、この条例の規定による保有死者情報の開示、訂正等を円滑に進め、かつ、利用者の便宜を図るために、開示、訂正等の手続及び区の機関相互の連絡調整に関する事務を総合的に行う窓口を設置する。

### (整理前の保有死者情報の取扱い)

第四十三条 保有死者情報(情報公開条例第八条に規定する非公開情報を専ら記録する区政情報に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有死者情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、区の機関に保有されていないものとみなす。

### (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第四十四条 区の機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示

請求等を行うことができるよう、保有死者情報の特定その他開示請求等を行うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（死者情報等の取扱いに関する苦情処理）

第四十五条 区の機関は、区の機関における死者情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第四十六条 区の機関は、死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）第二条に規定する東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会に諮問することができる。

（実施の状況の公表）

第四十七条 区長は、毎年一回区の機関がこの条例に基づき行った保有死者情報の開示、訂正及び利用停止の実施状況を区議会に報告するとともに、区民に公表しなければならない。

（指定管理者に関する特例）

第四十八条 指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって死者情報を取り扱う場合については、第一条から第三条まで並びに第二章から第四章第三節まで及び第

四十二条から第四十六条までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第一條	第二條第三項
職員が	職務上	区の機関	区の機関の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）（以下「職員」という。）
従事者が	公の施設の管理業務上	指定管理者	指定管理者の従事者（以下「従事者」という。）



	<p>第三条（見出しを含む。）</p>	<p>第四条</p>	<p>第五条から第七条まで</p>	<p>第九条</p>
<p>区の機関が</p>	<p>区の機関</p>	<p>区の機関</p>	<p>法令（条例を含む。以下同じ。）の定める所掌事務又は業務</p>	<p>区の機関</p>
<p>指定管理者が</p>	<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者</p>	<p>業務</p>	<p>従事する区の機関の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）</p>

第十二条第一項				第十条	
区の機関	一般の閲覧	区の機関以外	死者情報	区の機関は	区の機関
指定管理者	指定機関を通じて一般の閲覧	当該指定管理者以外	死者情報（公の施設の管理業務に関するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）	指定管理者は	指定管理者を指定した区の機関（以下「指定機関」という。）

	第十二条第四項		第十二条第二項第二号		第十二条第二項第一号	第十二条第二項各号列記以外の部分	
一般の閲覧	区の機関		法令 法令の規定により所掌事務又は業務	区の機関		区の機関	提供してはならない
指定機関を通じて一般の閲覧	指定管理者	じ。 ）	法令（条例を含む。以下同じ。）	業務 指定管理者		指定管理者	指定機関以外のものに提供してはならない

第十四条第一項第六号	第十四条第一項第二号		第十四条第一項各号列記以外の部分	第十三条		第十二条第五項	
区の機関	区の機関	公表しなければならない	区の機関	区の機関	員 部課若しくは機関又は職員	区の機関	
指定管理者又は指定機関	指定管理者	指定機関を通じて公表しなければならない	指定管理者	指定管理者	部署又は従事者	指定管理者	覧

		第十四条第二項第一号 イ	第十四条第三項	第十五条第一項	第十六条	第十七条各号列記以外 の部分
情報	開示請求に係る保有死者	区の機関	保有死者情報	区の機関	区の機関	区の機関
求に係る保有死者情報の提	指定管理者から当該開示請求に係る保有死者情報の提	指定管理者	指定管理者の保有する保有死者情報	指定管理者	指定管理者	指定管理者

	第二十四条第一項	第十八条から第二十三条まで	第十七条第五号ア	第十七条第五号	第十七条第四号	
区の機関は	区の機関並びに	区の機関	区の機関	又は地方独立行政法人	地方独立行政法人	
指定機関は	関、 指定管理者並びに区の機	指定機関	指定機関	若しくは地方独立行政法人 又は指定管理者	地方独立行政法人並びに指 定管理者	報 供を受け、当該保有死者情

第三十七條	第三十一條から第三十六條まで	第三十條	第二十九條	第二十八條	第二十五條及び第二十六條	第二十四條第二項及び第三項
区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関	区の機関
指定機関及び指定管理者	指定機関	指定機関及び指定管理者	指定機関	指定管理者に係る指定機関	指定機関	指定機関





(委任)

第四十九条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

第五十条 職員若しくは職員であつた者、第八条第二項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者、指定管理者の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は区の機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る死者情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有死者情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で死者の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定は、東京都北区の区域外においてこれらの条の罪を犯し

た者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、第二十一条第一項の決定に基づく保有死者情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第二十七条関係）

種 類	費 用			徴収時期
コピー用紙 (単色)	一枚につき 四十円 日本産業規格 A 列 一番	一枚につき 二十円 日本産業規格 A 列 二番	一枚につき 十円 日本産業規格 A 列 三番以下のもの	写し交付のとき。
	写し交付のとき。	写し交付のとき。	徴収時期	
	写し交付のとき。	写し交付のとき。	写し交付のとき。	

<p>磁的記録 図画及び電</p>	<p>文書</p>						
<p>現に作成に要した費用</p>	<p>コピー用紙 (カラー)</p>						
	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 四百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列一番 二百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列二番 百円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列三番以下のもの 五十円</p>	<p>一枚につき 日本産業規格 A 列〇番 八十円</p>		
<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>	<p>写し交付のとき。</p>		

技術的に困難なもの等  
外部委託を  
必要とする  
もの

現に作成に要した費用

写し交付のとき。